

# 放射性廃棄物問題における 無責任と不可視の構造

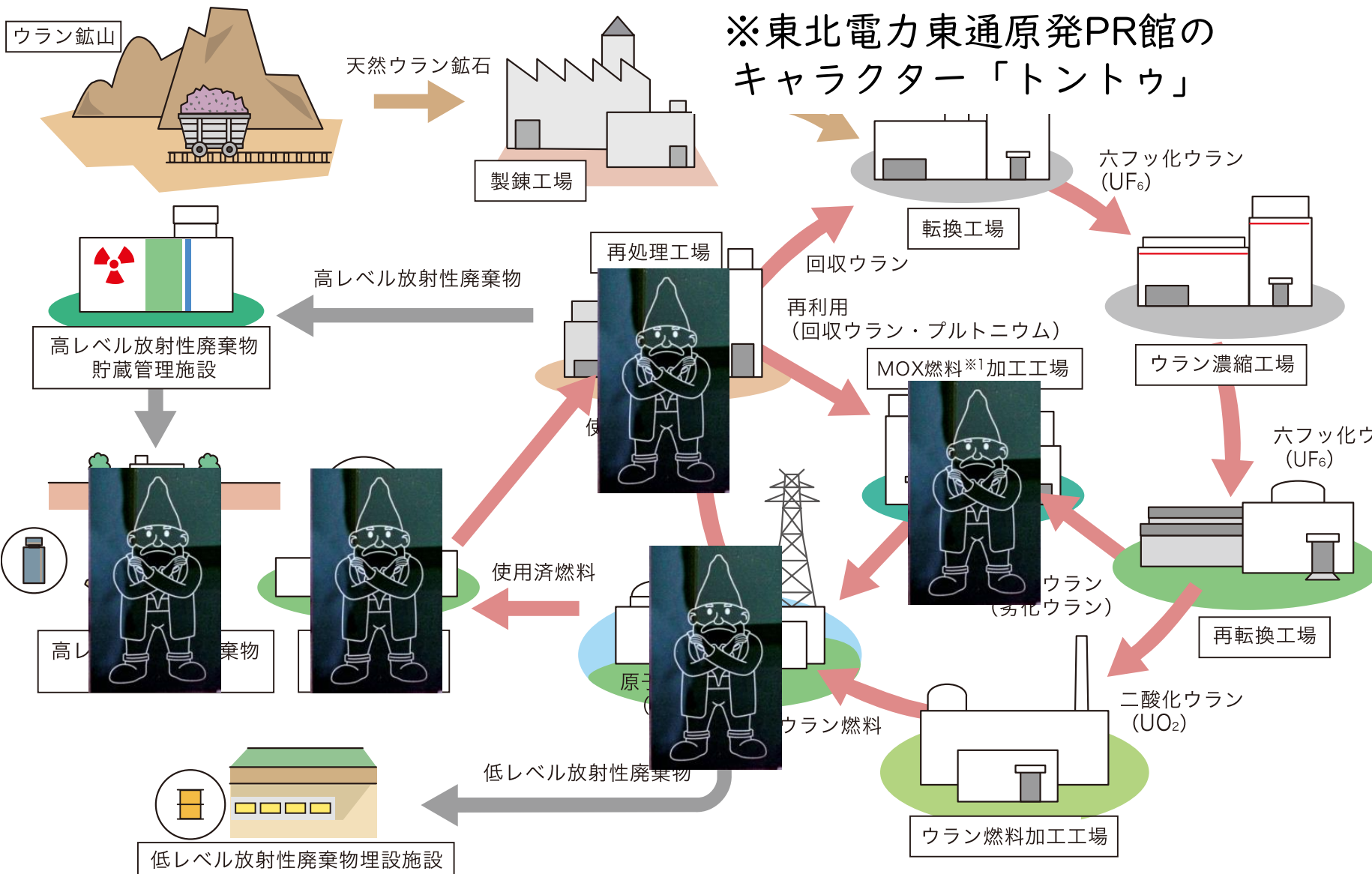
茅野 恒秀

(原子力市民委員会 核廃棄物部会)

# 解決にはほど遠いバックエンド問題

出所・工程	総称	現在の状況
ウラン転換・濃縮・加工	ウラン廃棄物	2050年までに11万トン、事業者が保管。2000年「基本的考え方」（原子力委）→規制検討中（規制委）
発電所運転	低レベル廃棄物	六ヶ所村に埋設（L2ピット処分）、極低レベルはサイト内埋設（L3トレンチ）実績あり
	使用済核燃料	約18000トン。全量再処理にまわる「資源」という建前
廃止・廃炉	廃炉廃棄物	L1は中深度処分対象。六ヶ所村に試験空洞あるが、詳細未定。
再処理・MOX	高レベル廃棄物	ガラス固化体2492本／東海村・六ヶ所村には未固化の高レベル廃液が650立米／ガラス固化体の最終処分地未定
	TRU廃棄物	放射能濃度の極めて高い低レベル廃棄物を含む／委細未定
	プルトニウム	核兵器保有国以外では突出45.5トン保有、プルサーマルで使い切れなければ安全保障上の懸念を世界に与えてしまう

# 行き詰まる核燃料サイクル



※東北電力東通原発PR館のキャラクター「トントウ」

**六ヶ所再処理工場**  
1993年着工、トラブル続きで2021年現在、未だ完成しない。経済合理性もない。事実上の中間貯蔵施設

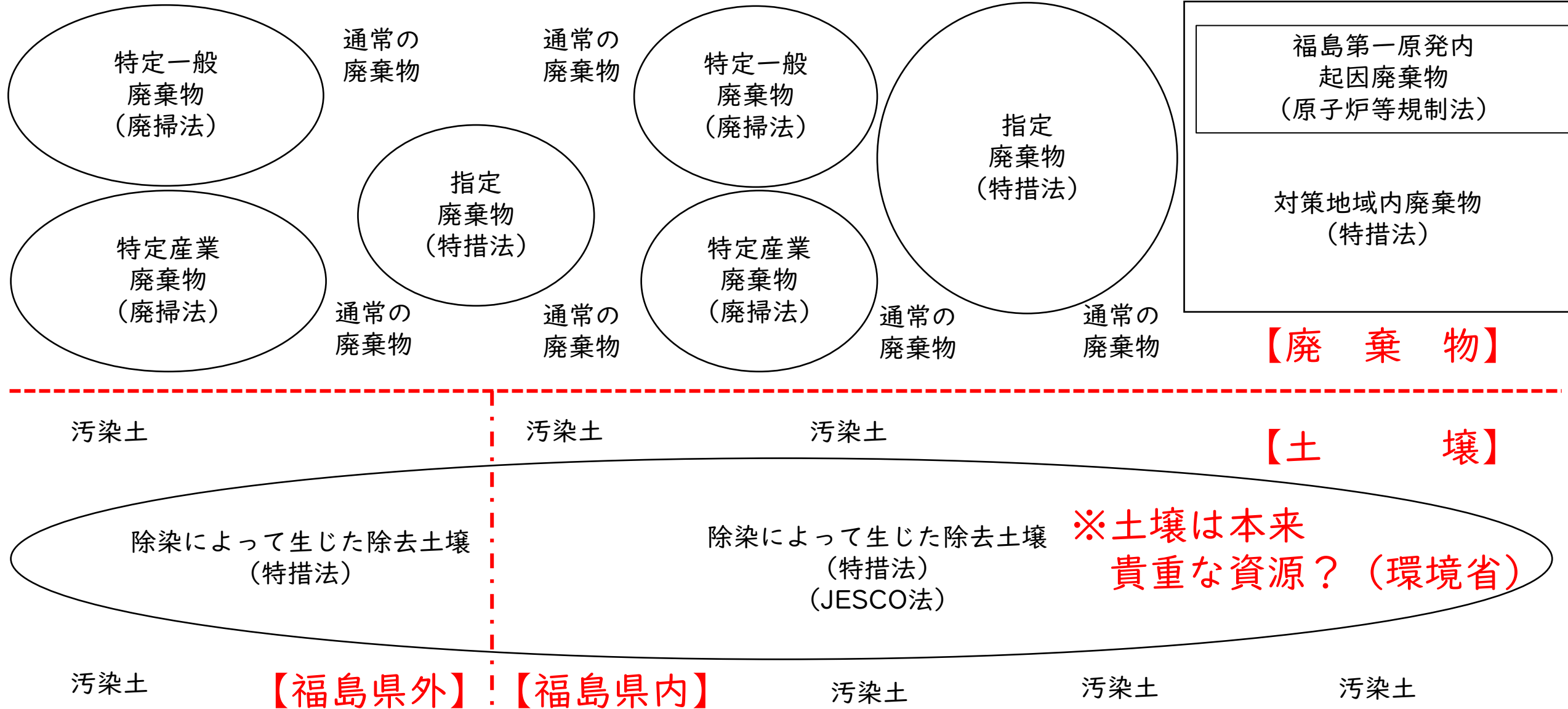
**六ヶ所MOX燃料加工工場**  
2010年着工、2024年竣工と言っているが？

**使用済み燃料中間貯蔵施設**  
東電・日本原電分は青森県むつ市に建設も、搬入は再処理工場の稼働次第と事業者が明言。

**HLW処分施設**  
北海道寿都町、神恵内村が文献調査に名乗りを上げた段階。具体的には何も決まっていない。

**そもそも各地の原発**  
再稼働できた発電所は9基だけ。

# 事故由来の放射性廃棄物・除去土壌 汚染の広がり と 対処の全体イメージ (試案)



# 私たちの考え方

(2014年版から基本的に継承)

- ①廃棄物を今以上に増加させない。＝稼働させない。
- ②再処理、増殖炉、ウラン濃縮など関連施設は即時・順次廃止。
- ③拙速に対処を進めるのではなく、国民的議論と合意のための場やプロセスの形成と対処の原則確立を最優先に取り組む。その条件として、対処する廃棄物の総量を確定させる必要がある。
- ④国民的合意が形成されるまで当面は暫定保管。これは長期的に責任ある対処を進めていくために必要な一時的措置。
- ⑤環境汚染、被ばく、国民負担の3つを最小化することが原則。
- ⑥発生者と政府の双方の責任を明確にしながら進める。
- ⑦安全確保が必要なものは必要な応急措置を（HLW廃液等）。

# どうすればよいか？：変革の方向（案）

## 現在の仕組み

- 原子力基本法には廃棄物に対応する枠組みなし。原子炉等規制法などに、事業者に対する規制・許認可があるのみ。
- 高レベル放射性廃棄物はガラス固化体（とTRU廃棄物）に限って、最終処分法によって国の関与が前面に出ているのみ。
- 放射性廃棄物の総合的な政策がなく、処分地選定や規則などがまちまち。

※環境関連各法で放射性物質が都合よく除外されている。

## あるべき姿

- 基本法の中に廃棄物を明確に位置づける。
- 使用済核燃料など建前上「資源」と位置づけてきたものも「廃棄物」と位置づけ直す（日本学術会議の回答書と同様）。
- 現行法を総点検の上
  - ①施設の規制に関する規定
  - ②原子力施設の廃止措置に関する規定
  - ③放射性廃棄物の処理に関する規定→3つの機能を充分果たせるよう再編成  
→必要なら（仮）放射性廃棄物法を新設  
→国民参加などプロセスを重視